

令和2年6月農業委員会総会議事録

日 時 令和2年6月30日（火曜日） 議事開始 午前8時57分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

出席委員

【農業委員】 谷口 克美 尾山 實文 田方 説夫 竹下 助範
稲田 優 下原 小枝子 栗下 章二 岩屋 美智子
田中 雄策

【推進委員】 山口 長徳 川口 三雄 伊地知トシ子 高谷 千代子
増田 賢造 溝添 トミ子 吉留 律子 杉元 義男
宮田 吉人 津口 えりこ 山之内 秀樹 上畠 勝
赤川 リク子 永前 茂則 福迫 久利 中津 ゆみ子
園田 義保

欠席委員

【農業委員】 な し

【推進委員】 な し

事務局職員

事務局長 押川 国智 事務局長補佐 鳥澤 庄司
農地調整係長 川上 大輔 農地調整係主査 大園 あけみ
農地調整係主任主事 松下 理恵 農地調整係主事 池田 哲也

議 題

- 報告第 5号 農地等の合意解約について
- 報告第 6号 農用地利用配分計画について
- 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第16号 空き家に附属した農地の指定について
- 議案第17号 農用地利用集積計画について
- 議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第20号 非農地証明願いについて
- 議案第21号 耕作放棄地の非農地判断について

事務局長　それではただいまから令和2年6月定例農業委員会総会を開催いたします。ご起立をお願いいたします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

谷口会長　【あいさつ・・・】

谷口議長　次ぎに委員の出席状況を報告いたします。出席者は27人全員であります。よって、ただ今の出席者は27人で定足数に達しております。

谷口議長　これより会議を開きます。議事に入る前に議事録署名委員に、尾山委員と下原委員を指名いたします。それでは、ただ今から今月の議事に入ります。報告第5号から報告第6号及び議案第15号から議案第21号までを一括議題といたします。事務局長に議案の朗読をお願いします。

事務局長　（議案朗読）

谷口議長　議案の朗読が終わりました。これより報告及び審議に入ります。まず、報告第5号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。

事務局　議長。

谷口議長　事務局。

事務局　報告第5号についてご説明いたします。今月の合意解約件数は9件でございます。2ページをご覧ください。

令和2年6月分の合意解約一覧につきましては、ご覧のとおりでございます。今月、審議していただく案件と関連がないものについて順にご説明いたします。

まず、整理番号1番から整理番号3番までは、耕作者変更に伴う解約となります。

整理番号6番は、所有者が自作するために解約するものです。以上、ご報告いたします。

谷口議長　説明が終わりました。何かご質問はありますか。

（なしと言う者多数あり）

谷口議長　質問がないようですので、次に報告第6号「農用地利用配分計画について」事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 報告第6号「農用地利用配分計画について」ご報告いたします。3ページをご覧ください。今月の農用地利用配分計画については、令和2年6月1日付けで県知事より許可が下りた案件をご報告するものでございます。計19件、46筆、60,747㎡となっております。詳細につきましては、4ページから9ページに記載のとおりです。以上、ご報告いたします。

谷口議長 説明が終わりました。何かご質問はありますか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質問がないようですので、以上で報告を終わります。次に、議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 議案第15号についてご説明いたします。10ページをご覧ください。今月の許可申請件数は、所有権移転9件、貸借6件の合計15件です。申請人の住所・氏名は省略して、申請内容については概略ご説明いたします。まず所有権移転からご説明いたします。11ページをご覧ください。

整理番号1番、田2筆、1,857㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。

整理番号2番、田1筆、849㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。12ページをご覧ください。

整理番号3番、畑3筆、6,326㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。増田委員の掘起しです。

整理番号4番、畑1筆、988㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。増田委員の掘起しです。13ページをご覧ください。

整理番号5番、畑1筆、1,963㎡の売買です。価格は総額〇〇円

です。増田委員の掘起しです。

整理番号6番、田1筆、1, 521㎡の売買です。価格は10アールあたり〇〇円です。16ページをご覧ください。

整理番号7番、田11筆、14, 705㎡の贈与です。受人と渡人の関係は親子です。

整理番号8番、畑1筆、15, 034㎡の売買です。価格は総額〇〇円です。19ページをご覧ください。

整理番号9番、田4筆、畑6筆、計10筆、8, 856㎡の贈与です。受人と渡人の関係は義理の親子です。所有権移転については、以上となります。続きまして、貸借についてご説明いたします。20ページをご覧ください。

整理番号1番、田1筆、1, 197㎡の賃貸借です。借賃は全部でモミ〇〇袋です。

整理番号2番、田1筆、畑2筆、計3筆2, 534㎡の使用貸借です。21ページをご覧ください。

整理番号3番、田1筆、2, 326㎡の賃貸借です。借賃は10アールあたり〇〇円です。川口委員の掘起しです。

整理番号4番、田1筆、1, 306㎡の賃貸借です。借賃は10アールあたり玄米〇〇袋です。山口委員の掘起しです。22ページをご覧ください。

整理番号5番、田3筆、2, 437㎡の賃貸借です。借賃は10アールあたり玄米〇〇袋です。山口委員の掘起しです。25ページをご覧ください。

整理番号6番、田11筆、畑1筆、計12筆14, 721㎡の賃貸借です。借賃は10アールあたり〇〇円です。以上、所有権移転9件、貸借6件です。ご審議方、よろしく申し上げます。

谷口議長 事務局の説明が終わりました。議案第15号については、各担当委員が

現地確認等をしていただいておりますが、土地の現地確認と申請人「受人」の確認を別々をお願いしております。各委員から報告をしていただきます。整理番号1番の土地及び申請人「受人」の確認を川口委員にお願いします。

川口委員 議長。

谷口議長 川口委員。

川口委員 それでは整理番号1番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていませんが、日照・接道・用排水は問題ありません。

続きます。受人についてご報告いたします。受人は〇〇自治会で水稲主体の専業農家です。後継者はおりませんが、所有農地の管理も行き届いており、地区の役員などもしている事から地域との調和については、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくご報告いたします。

谷口議長 次に整理番号2番の土地を山之内委員に、申請人「受人」の確認を高谷委員にお願いします。まず、山之内委員にお願いします。

山之内委員 議長。

谷口議長 山之内委員。

山之内委員 それでは整理番号2番の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされておられません。周辺の状況は山林に囲まれています。3ヘクタールほどの水田地帯です。受人の水田と接しており、すでに水稲が作付けされていました。何年間か前から受人がすでに耕作しており、今回、売買となったとの事でした。周囲が山林のため、防護ネットがされていました。日照・接道・用排水は良好です。以上、ご報告いたします。

谷口議長 次に高谷委員にお願いします。

高谷委員 議長。

谷口議長 高谷委員。

高谷委員　それでは整理番号2番の受人について、ご報告いたします。受人は〇〇自治会で水稻主体の専業農家で後継者もいらっしゃいます。所有農地の管理も行き届いており、地域の方々と作業も行っていくとの事なので地域との調和については、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

谷口議長　次に12ページの整理番号3番から13ページの整理番号5番の土地及び申請人「受人」の確認を増田委員にお願いします。

増田委員　議長。

谷口議長　増田委員。

増田委員　それでは、まず、整理番号3番からご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。周辺は山林に囲まれ、条件の悪い場所です。日照は良くありませんが、接道・排水は良好です。

続きまして、受人について、ご報告いたします。受人は〇〇自治会で林業と稲作主体の兼業農家です。受人は所有農地の管理も行き届いている事地域との調和については、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

次に整理番号4番についてご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。周辺は山林に囲まれ、条件の悪い場所です。日照・接道は良くありませんが、排水は良好です。

続きまして、受人については、整理番号3番の受人と同一のため、報告を省略いたします。

最後に整理番号5番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。山林に隣接していますが、整備されており、日照・接道・排水は良好です。

続きまして、受人について、ご報告いたします。受人は〇〇自治会で稲作と栗の複合経営の専業農家で後継者はおられます。受人は、所有農地の管理も行き届いている事から地域との調和については、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

谷口議長 次に整理番号6番の土地を園田委員に、申請人「受人」の確認を溝添委員にお願いします。まず、園田委員にお願いします。

園田委員 議長。

谷口議長 園田委員。

園田委員 それでは整理番号6番の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていませんが、農地の形状は良好です。周囲は、水田と畑が混在しています。日照・接道・用排水は良好です。今後は、飼料作物を作付けするとの事でございます。以上、ご報告いたします。

谷口議長 次に溝添委員にお願いします。

溝添委員 議長。

谷口議長 溝添委員。

溝添委員 それでは整理番号6番の受人について、ご報告いたします。受人は〇〇自治会で水稻主体の専業農家で後継者もいらっしゃいます。所有農地の管理も行き届いており、地域の方々と共同で水路清掃なども行っている事から地域との調和については、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に整理番号7番の土地を川口委員に、申請人「受人」の確認を事務局にお願いします。まず、川口委員にお願いします。

川口委員 議長。

谷口議長 川口委員。

川口委員 それでは整理番号7番の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。字〇〇の水田は基盤整備されていて、日照・接道・用排水は良好です。次に字〇〇の水田は、基盤整備はされておらず、4筆で1枚の水田となっています。接道・用排水は良好ですが、西側に山林があるので午後からの日照は不良です。次に字〇〇の水田は周囲が山林のため日照は不良です。また、用水については、下の水路からポンプアップするとの事です。接道・排水は良好です。最後に字〇〇の水田ですが、

基盤整備済みの水田で日照・接道・用排水は良好です。字〇〇以外の水田はすべて水稻が作付けされていまして。以上、ご報告いたします。

谷口議長 次に事務局をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 それでは整理番号7番の受人について、ご報告いたします。受人は現在〇〇在住です。営農状況についてですが、会社に勤めながら、実家の農業を手伝っている稲作主体の兼業農家です。渡人との関係は親子です。今回、渡人が高齢となったので受人に贈与する事となったそうです。後継者はおります。権利取得後は、水稻や飼料作物などを作付けするとの事でした。将来的には、えびの市に帰ってきたいとの事でした。地域との調和については、耕作されている農地や水路などの管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくご報告いたします。

谷口議長 次に16ページの整理番号8番の土地を津口委員に、申請人「受人」の確認を竹下委員をお願いします。まず、津口委員をお願いします。

津口委員 議長。

谷口議長 津口委員。

津口委員 それでは整理番号8番の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。山林に囲まれた農地で、現在、お茶が植えてありました。日照・排水は良好ですが、接道は雑草が生えていました。以上、ご報告いたします。

谷口議長 次に竹下委員をお願いします。

竹下委員 議長。

谷口議長 竹下委員。

竹下委員 それでは整理番号8番の受人について、ご報告いたします。受人は〇〇自治会に在住です。食品販売の自営業との兼業農家です。渡人との関係は親しい知人であるとの事です。約15,000㎡あるのに〇〇円は安いのではないですかとお聞きしたところ、ただでやると言われたが、そうは

いかないのでこの値段になったとの事です。子どもはいるが、県外のため、将来的には兄の子に贈与する予定です。現状は茶畑ですが、雑草などを払って、栗を植える予定です。地域との調和についてですが、申請地はこれまでも畑として利用されており、権利取得後も畑として利用いたします。また、周囲は山林で農地はないので、周辺の農地の農業上の利用に影響を及ぼす事はありません。農薬の使用方法については、地域防除基準に従うとの事ですので何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

谷口議長 次に17ページの整理番号9番の大字〇〇の土地を栗下委員に、大字〇〇の土地及び申請人「受人」の確認を山口委員にお願いします。まず、栗下委員にお願いします。

栗下委員 議長。

谷口議長 栗下委員。

栗下委員 それでは整理番号9番の大字〇〇の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。周辺は基盤整備されていない畑作地帯です。日照・接道・排水は良好です。以上、ご報告いたします。

谷口議長 次に山口委員にお願いします。

山口委員 議長。

谷口議長 山口委員。

山口委員 それでは、まず整理番号9番の大字〇〇の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。周囲は基盤整備済みの水田地帯です。日照・接道・用排水は良好です。

続きまして、整理番号9番の受人について、ご報告いたします。受人は〇〇自治会で露地野菜主体の兼業農家で後継者もいらっしゃいます。渡人との関係は親子です。地域との調和については、農地の管理も行き届いている事から、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

谷口議長 次に20ページの貸借整理番号1番の土地及び申請人「受人」の確認を

杉元委員にお願いします。

杉元委員 議長。

谷口議長 杉元委員。

杉元委員 それでは、整理番号1番についてご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備済みで周辺は水田地帯です。農地の形状は良く、日照・接道・用排水は良好です。

続きまして、受人について、ご報告いたします。受人は〇〇自治会で認定農業法人の構成員で稲作主体の専業農家です。受人は所有農地の管理も行き届いている事から、地域との調和については、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に整理番号2番の大字〇〇字〇〇の土地を園田委員に、大字〇〇字〇〇の土地及び申請人「受人」の確認を杉元委員にお願いします。まず、園田委員にお願いします。

園田委員 議長。

谷口議長 園田委員。

園田委員 それでは整理番号2番の大字〇〇字〇〇農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていませんが、農地の形状は四角形で良く、周囲は畑作地帯で日照・接道・排水は良好です。1筆は、すでにかんしょが作付けされていました。もう一筆はきれいに耕起されていました。以上、ご報告いたします。

谷口議長 次に杉元委員にお願いします。

杉元委員 議長。

谷口議長 杉元委員。

杉元委員 それでは、まず、整理番号2番の大字〇〇字〇〇の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備済みですが、少し不整形です。周辺は水田地帯で日照・接道・用排水は良好です。

続きまして、受人について、ご報告いたします。受人は〇〇自治会で稲作主体の専業農家です。権利取得後はイタリアンを作付けするとの事です。

受人は、所有農地の管理も行き届いている事から地域との調和については、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に21ページの整理番号3番の土地及び申請人「受人」の確認を川口委員にお願いします。

川口委員 議長。

谷口議長 川口委員。

川口委員 それでは、整理番号3番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされておらず、細長い農地です。周辺は水田地帯で日照・接道・用排水は良好です。

続きまして、受人について、ご報告いたします。受人は〇〇自治会で稲作主体の兼業農家ですが、営農にも一生懸命取組まれております。地域との調和については、受人は、所有農地の管理も行き届いている事から何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に整理番号4番及び5番の土地及び申請人「受人」の確認を山口委員にお願いします。

山口委員 議長。

谷口議長 山口委員。

山口委員 それでは、まず、整理番号4番についてご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていませんが、農地の形状は良く、周辺は水田地帯です。日照・接道・用排水は良好です。

続きまして、受人について、ご報告いたします。受人は〇〇自治会で認定農業法人の構成員で稲作主体の専業農家です。受人は所有農地の管理も行き届いている事から、地域との調和については、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

次に整理番号5番について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備済みで周囲は水田地帯です。日照・接道・用排水

は良好です。

続きまして、受人について、ご報告いたします。受人は〇〇自治会で稲作主体の専業農家です。高校卒業後、県外で働き、5年ほど前に母親の面倒を見るために帰郷しました。今回、賃貸借の契約の段階で受人の住所が県外のままである事が判明しました。住所の変更をお願いしましたが、奥さんがまだ会社勤めのため、もう少し待っていただきたいとの事でした。受人は所有農地の管理も行き届いている事から、地域との調和については、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 次に22ページの整理番号6番の土地、大字〇〇字〇〇と大字〇〇字〇〇を田方委員に、大字〇〇字〇〇と大字〇〇字〇〇を岩屋委員に、その他の土地及び申請人「受人」の確認を津口委員にお願いします。まず、田方委員にお願いします。

田方委員 議長。

谷口議長 田方委員。

田方委員 それでは整理番号6番の大字〇〇字〇〇及び大字〇〇字〇〇の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされていませんが、農地の形状は不整形で日照・接道・排水は良好ですが、用水は不良のため、飼料稲と露地野菜を作付けするとの事です。以上、ご報告いたします。

谷口議長 次に岩屋委員にお願いします。

岩屋委員 議長。

谷口議長 岩屋委員。

岩屋委員 それでは、まず整理番号6番の大字〇〇字〇〇の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備済みの水田で現在、水稻が作付けされていました。日照・接道・用排水は良好です。

次に大字〇〇字〇〇の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備済みで農地の形状は少し不整形で現在、

水稻が作付けされていきました。日照・接道・用排水は良好です。以上、ご報告いたします。

谷口議長 次に津口委員にお願いします。

津口委員 議長。

谷口議長 津口委員。

津口委員 それでは、まず整理番号6番の大字〇〇字〇〇の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備済みの水田で周辺一帯は水田地帯です。現在、水稻が作付けされていきました。日照・接道・用排水は良好です。次に大字〇〇字〇〇の農地について、ご報告いたします。申請農地は〇〇自治会内にあります。基盤整備はされておらず、周辺は畑と宅地が混在しています。農地の形状は良く、日照・接道・排水は良好です。権利取得後は、里芋を作付けするとの事です。

続きまして、受人について、ご報告いたします。受人は〇〇自治会で稲作主体の専業農家で後継者はおります。地域との調和については、営農に意欲的で一生懸命取組まれており、所有農地の管理も行き届いている事から、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

谷口議長 各委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 今回の申請内容につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題はありませんでした。農地法第3条第2項第7号につきましては、委員の皆様より事前調査の報告がありましたとおりであり、地域との調和要件など問題はないということでございます。

従いまして、計15件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断いたします。以上で

ございます。

谷口議長　ただ今、各委員及び事務局より説明がありました。これより議案第15号の審議に入ります。所有権移転整理番号1番の譲受人は〇〇委員です。よって、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

谷口議長　それでは、ただ今から所有権移転整理番1番の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長　質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。所有権移転整理番号1番は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長　全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。〇〇委員の退席を解きます。

(〇〇委員着席)

谷口議長　それでは、所有権移転整理番号1番を除く、議案第15号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありませんか。

山之内委員　議長。

谷口議長　山之内委員。

山之内委員　21ページの貸借整理番号5番の受人についてですが、県外の住所でございます。事務局にお聞きしますが、このまま貸借ができるのかお聞きします。

事務局　議長。

谷口議長　事務局。

事務局　ただいまの山之内委員のご質問にお答えいたします。山口委員の報告にもありましたが、住所は県外ですが、5年前から〇〇の方にお母さんと

一緒にお住まいでございます。住民票上は県外ですが、実際、えびの市で生活されて、農業もしているとの事でございます。将来的には、えびの市に住民票と話しを聞いております。実際、どうなるか分かりませんが、現況では、えびの市で生活して、耕作しているとの事なので事務局では、問題ないと判断しました。以上でございます

谷口議長 山之内委員、よろしいでしょうか。

山之内委員 はい、わかりました。

谷口議長 他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第15号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。次に議案第16号「空き家に附属した農地の指定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 議案第16号についてご説明いたします。今月の指定申出件数は3件です。申出人の住所・氏名は省略し、内容については概略後説明致します。27ページをご覧ください。

整理番号1番、田1筆、45㎡です。空き家バンクは登録済で農地の状況としては、全部、遊休化しております。

整理番号2番、田1筆、957㎡です。空き家バンクは登録済で農地の状況としては、全部、遊休化しております。

整理番号3番、田2筆、2,723㎡です。空き家バンクは登録済で農地の状況としては、全部、遊休化しております。

谷口議長 事務局の説明が終わりました。議案第16号については、担当委員が現地

確認等をしていただいていますので、報告をしていただきます。まず、整理番号1番について永前委員にお願いします。

永前委員 議長。

谷口議長 永前委員。

永前委員 それでは、整理番号1番の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。宅地と市道の間にあり、細長い農地です。すでに遊休化していました。以上、報告いたします。

谷口議長 次に整理番号2番について山口委員にお願いします。

山口委員 議長。

谷口議長 山口委員。

山口委員 それでは、整理番号2番の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。北側に宅地、南側に農地がありますが、農地との境界にブロックがしてあり、宅地に高さを合わせる形で約1メートルほど地上げがされています。宅地を通らないと進入できないため、遊休化していました。以上、報告いたします。

谷口議長 次に整理番号3番について尾山委員にお願いします。

尾山委員 議長。

谷口議長 尾山委員。

尾山委員 それでは、整理番号3番の農地について、ご報告いたします。申請農地は、〇〇自治会内にあります。南側に宅地、その他は山林に接しています。細長い農地で段々に圃場が4枚になっていました。宅地を通らないと進入できないため、遊休化していました。以上、報告いたします。

谷口議長 担当委員の説明が終わりました。続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 今回の指定申出内容につきましては、農地法3条第2項第5号の別段面積の取扱基準第5条第2項第1号から4号まで事前に事務局で申出書に

基づき調査しましたが、問題ありませんでした。従いまして、空き家に附属した農地の指定要件を充たしていると考えます。以上、ご報告いたします。

谷口議長　ただ今、担当委員及び事務局より説明がありました。これより議案第16号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長　質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第16号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長　全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。次に議案第17号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局　議長。

谷口議長　事務局。

事務局　議案第17号をご説明いたします前に、議案に1件追加がございました。この案件は既に農地中間管理機構へ貸付がされていますが、国土調査が実施された際に貸付された筆と貸付されていない筆の2筆が、合筆により1筆となり、面積なども増えるなど相違が生じたため、一旦解約して、再度同一条件で農地中間管理機構へ貸付するものです。そのため、28ページの農用地利用集積計画件数を22件から23件に訂正いただき、ただいま配布いたしました利用権設定整理番号19番を43ページの後ろに追加いただきますようよろしくお願いいたします。

では、「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。今月の計画件数は所有権移転4件、利用権設定19件、合計23件となっております。利用権設定のうち、農地中間管理事業が12件となっております。申出人の住所・氏名、期間、備考欄に関しましては、特記事項のみ説明し、他は省略させていただきます。はじめに、所有権移転関係についてご説明いた

します。29ページをご覧ください。

整理番号1番、田1筆、432㎡の売買となります。価格は総額〇〇円です。

整理番号2番、畑1筆、1,086㎡の売買となります。価格は総額〇〇円です。

整理番号3番、30ページをご覧ください。田2筆、1,973㎡の売買です。価格は10アールあたり〇〇円です。

整理番号4番、田1筆2,711㎡の売買となります。価格は総額〇〇円です。増田委員の掘り起こしとなります。以上、所有権移転4件です。

続きまして、利用権設定についてご説明いたします。なお、利用権設定については、借賃についても省略し、特記事項のみ説明させていただきます。

31ページをご覧ください。

整理番号1番、田4筆、1,574㎡の使用貸借です。32ページをご覧ください。

整理番号2番、畑1筆、4,424㎡の賃貸借です。

整理番号3番、33ページをご覧ください。田6筆、1,928㎡の賃貸借です。

整理番号4番、34ページをご覧ください。田2筆、4,137㎡の賃貸借です。

整理番号5番、畑2筆、2,578㎡の賃貸借です。35ページをご覧ください。

整理番号6番、田2筆、1,390㎡の賃貸借です。

整理番号7番、36ページをご覧ください。畑5筆、12,838㎡の賃貸借です。受人はえびの市内の農地の耕作権取得ははじめてですが、〇〇で認定を受けている農地所有適格法人です。〇〇農業委員会に確認したところ、耕作面積は2ヘクタール、主に花の苗や野菜の苗を生産している法人ということで、申請農地でも花や野菜の苗を生産する予定と聞いております。

続きまして、整理番号8番から18番までは農地中間管理事業ですので、その旨の説明は省略させていただきます。

整理番号8番、37ページをご覧ください。田5筆、3,469㎡の賃貸借です。38ページをご覧ください。

整理番号9番、田3筆、2,457㎡の賃貸借です。

整理番号10番、田1筆、1,743㎡の賃貸借です。39ページをご覧ください。

整理番号11番、田2筆、2,134㎡の賃貸借です。

整理番号12番、田1筆、1,957㎡の賃貸借です。40ページをご覧ください。

整理番号13番、田2筆、2,747㎡の賃貸借です。

整理番号14番、42ページをご覧ください。田7筆、3,057㎡の賃貸借です。

整理番号15番、田1筆、764㎡の賃貸借です。

整理番号16番、43ページをご覧ください。田2筆、2,264㎡の賃貸借です。

整理番号17番、畑1筆、619㎡の賃貸借です。

整理番号18番、田1筆、540㎡の賃貸借です。続きまして賃貸借です。

以上、計画内容は、市の基本構想に基づくものであり、それぞれ利用権設定等を受ける者が農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議方よろしくお願ひいたし

谷口議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。議案第17号の審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

事務局 　(なしと言う者多数あり)

谷口議長 　質疑なしの発言がありましたので、質疑終結いたします。お諮りいたします。議案第17号は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求

めます。

谷口議長 (全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。よってお諮りのとおり決定いたします。議案第17号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。次に、議案第18号「農地法第4条の規定による許可申請について」、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」、議案第20号「非農地証明願いについて」、議案第21号「耕作放棄地の非農地判断について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 議案第18号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。44ページをご覧ください。今月の許可申請件数は2件です。申請人等の住所・氏名、立地基準については省略させていただきます。45ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、畑3筆、2, 669㎡を山林として追認申請するものです。申請人より始末書が提出されています。雨水などの排水につきましても、地下浸透で処理します。

整理番号2番、場所が大字〇〇、田2筆、1, 612㎡を建設業土場として追認申請するものです。すでに造成済みのため、申請人より始末書が提出されています。立地基準が第1種農地のため、原則不許可となりますが、農地法施行令第4条第1項第2号イ及び農地法施行規則第33条第1項第4号に規定される第1種農地の不許可の例外、集落接続に該当すると判断しております。雨水などの排水につきましても、隣接する県道側溝へ排水します。

続きまして、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。46ページをご覧ください。今月の許可申請件数は4件です。申請人等の住所・氏名、立地基準については省略させていただきます。47ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、田1筆、14㎡を雨水排水路として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和2年8月5日から令和2年8月31日までとなっています。事業費については、土地取得費〇〇円、工事費〇〇円、計〇〇円を全額自己負担で対応されるということです。

整理番号2番、場所が大字〇〇、田1筆、442㎡を一般個人住宅として申請するものです。権利関係は売買です。工事期間は令和2年8月1日から令和3年2月28日までです。事業費につきましては、土地取得費〇〇円、造成費〇〇円、建築費〇〇円、計〇〇円を全額融資により対応するとの事です。排水につきましては、生活排水は合併浄化槽で処理後、隣接する北側市道側溝へ排水します。雨水なども同様に北側市道側溝へ排水します。

整理番号3番、場所が大字〇〇、田1筆、499㎡を一般個人住宅として申請するものです。権利関係は贈与です。工事期間は令和2年12月1日から令和3年4月30日までです。事業費につきましては、造成費〇〇円、建築費〇〇円、諸経費〇〇円、合計〇〇円を全額融資により対応されるとの事です。生活排水は合併浄化槽で処理後、隣接する南側市道側溝へ排水します。雨水なども同様に南側市道側溝へ排水します。

整理番号4番、場所が大字〇〇、田1筆、660㎡を倉庫兼資材置場として追認申請するものです。権利関係は贈与です。すでに造成済みのため譲受人より始末書が提出されています。立地基準が第1種農地のため、原則不許可となりますが、農地法施行令第4条第1項第2号イ及び農地法施行規則第33条第1項第4号に規定される第1種農地の不許可の例外、集落接続に該当すると判断しております。雨水などの排水につきましては、地下浸透で処理します。

続きまして、議案第20号「非農地証明願いについて」ご説明いたします。48ページをご覧ください。今月の証明願い件数は1件でございます。49ページをご覧ください。

整理番号1番、場所が大字〇〇、田4筆、1, 864㎡です。申請理由は原野です。

続きまして、議案第21号「耕作放棄地の非農地判断について」ご説明いたします。50ページをご覧ください。今月の非農地判断件数は5件です。51ページをご覧ください。

整理番号1番から5番まで場所が隣接している為、併せてご説明します。場所が大字〇〇、畑5筆、2, 679㎡です。現況は原野及び山林です。以上、ご審議方よろしくお願いたします。

谷口議長 事務局の説明が終わりました。議案第18号から21号については、29日、第3小委員会で審議がされておりますので、ここで第3小委員会から報告をお願いします。

栗下第3小委員長 議長。

谷口議長 栗下第3小委員長。

栗下第3小委員長 それでは、第3小委員会の報告を行います。会長から招集を受けまして、6月29日に、委員10名、事務局3名の計13名の出席のもと、第3小委員会を開催いたしました。今回の議案は、4条2件、5条4件、非農地証明願い1件、非農地判断5件でございます。それでは、議案ごとに、ご説明いたします。

農地法第4条の議案第18号、整理番号1番についてご説明いたします。申請人は、平成2年にクヌギを植林しました。今回、所有地の調査をしたところ、申請地が農地のままであった事が判明し、追認申請を行うものです。場所は〇〇地区です。〇〇公民館から北西に約300mのところに位置します。申請地の状況は、東側は山林、西側は宅地、南側は畑、北側は山林に接しております。南側に畑がありますが、日照等に影響が無い事から農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

整理番号2番についてご説明いたします。申請人は、平成29年頃、建設業土場を建設しました。今回、自己所有地を調査したところ、申請地が

農地のままであった事が判明し、追認申請を行うものです。場所は〇〇地区です。〇〇から南西に約300mのところに位置します。申請地の状況は、東側は原野、西側は水路、南側は田、北側は宅地に接しています。南側の田は自己所有地であるため、周辺の農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、農地法第5条の議案第19号、整理番号1番についてご説明いたします。申請人が所有する北側宅地は倉庫しか建っていませんが、排水先が無いため、雨が降ると宅地内に雨水が溜まってしまうので今回、排水路を設置したく、隣接農地の所有者である譲渡人に相談したところ、了承を得たので申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇から北に約150mのところに位置します。申請地の状況は、東側は宅地、西側は譲渡人所有の田、南側は水路、北側は転用許可済みの田に接していますので農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号2番についてご説明します。譲受人は今回、住宅を建築したく適地を探していましたが、適地を見つけたので所有者である譲渡人に相談したところ、了承を得たので申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇から南東に約200mのところに位置します。申請地の状況は、周囲は東側が宅地、西側が宅地、南側が宅地、北側が市道に接しています。周辺に農地はないので農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号3番についてご説明します。譲受人は住宅を建築したく、実家南側の農地を所有する祖母に相談したところ、了承を得たので申請するものです。場所は〇〇地区です。〇〇から北へ約200mのところに位置します。申請地の状況は、東側は宅地、北・西側は譲渡人が所有する田、南側は市道に接しています。周辺の農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、整理番号4番についてご説明します。譲渡人は、平成12

年頃、倉庫兼資材置場を建設しました。今回、譲渡人が譲受人に農地を一括贈与をしようとして調査したところ、申請地が農地のままであったことが判明したため、追認申請を行うものです。場所は〇〇地区です。〇〇から北西約150mのところに位置します。申請地の状況は、東側は市道、西側・北側は田、南側は譲受人が所有する宅地に接しています。倉庫は宅地側に建築してあるので周辺の農地への影響はないと判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、非農地証明願いの議案第20号についてご説明いたします。申請地は〇〇地区で、現況は原野となります。農業用機械等が農地へ行くための道路等、または進入路がないため、10年以上耕作放棄され、且つ将来的にも農地として使用することが困難な農地であると判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

続きまして、非農地判断の議案第21号についてご説明いたします。場所は〇〇地区になります。今回、事務局が用意した、航空写真、現況写真等で判断いたしました。現況はすでに山林及び原野となっており、周辺も山林である事から森林化もしくは原野化が著しい事から、人力及び農業用機械では耕起・整地ができない農地であると判断しました。その他、特に問題は見当たりませんでした。

以上、第3小委員会は、慎重・審議しました結果、農地法第4条申請2件、第5条申請4件、非農地証明願い1件、非農地判断5件の計12件については、全会一致で許可相当と判断いたしました。

皆さまにご審議をお願いいたしまして、第3小委員会の報告を終わります。

谷口議長 続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。

事務局 議長。

谷口議長 事務局。

事務局 判断根拠をご説明いたします。農地法第4条及び5条の規定による転用許可申請において、一般基準につきましては、申請書に基づき審査した

結果、問題ございませんでした。立地基準につきましても、小委員長報告にありましたとおり、問題ないとのことでございます。また、非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続き要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。また、非農地判断につきましてもは市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断いたします。よりまして、今月の議案第18号から21号の計12件につきましてもは、転用許可基準及び、非農地判断基準を全て満たしていると判断いたします。以上でございます。

谷口議長　　ただ今、第3小委員長報告及び事務局の説明がありました。これより審議に入ります。各委員の質疑を求めます。質疑はありますか。

竹下委員　　議長。

谷口議長　　竹下委員。

竹下委員　　お尋ねいたします。ただいま4条及び5条申請の中で追認申請という案件が出てきますが、追認申請をする前は当然農地であります。これが許可相当でないで農地に現状復旧してくださいという指示を出された案件があるものか、それから農地である事が分かっているながら、建物を建てて、出来上がってから来られる場合もあると思います。そこで建物を建てる場合、申請及び許可が必要であるとのでその時点で建物を建てるという事が分かると思いますが、考え方などお聞きします。

事務局　　議長。

谷口議長　　竹下委員。

事務局　　さきほどの竹下委員のご質問にお答えいたします。追認申請ですが、申請自体は知らずに建てたという事で申請されます。ご存じの方もおられるかとは思いますが融資などの場合は必ず建築許可などが無いと融資されないで建築確認申請が提出されますが、自己資金で建てる場合は建築許可自体いらぬので提出されない場合もあります。転用許可基準を満たしていれば、転用許可申請を受付けるしだいです。以上でございます。

局長補佐　　議長。

谷口議長 局長補佐。

局長補佐 補足説明いたします。過去に畑に植林した案件がありました。植林してからそんなに経っていなかったので指導しました結果、畑として担い手に貸借しました。各地区で利用状況調査を行っていますが、現状復旧が難しい農地などもございますのでその場合は、やむを得ず、非農地判断や非農地証明などで非農地に行っているところでございます。また、建物建築などについても、転用許可基準を満たしていれば、追認して事となります。追認か、現状復旧か、農業委員会の指導としては、どちらかしかないところですので。以上でございます。

竹下委員 議長。

谷口議長 竹下委員。

竹下委員 農業委員会としての指導はそうようになるかと思いますが、建物を建てる場合は確認申請などが必要かと思しますので横の連携などで把握できるのではないのでしょうか。

局長補佐 議長。

谷口議長 局長補佐。

局長補佐 竹下委員がおっしゃるとおり都市計画区域内で建物を建てる場合は建築確認申請が財産管理課建築係を経由して、県に提出されます。そこで農地であるか、ないのかの確認が農業委員会に来ます。ただし、都市計画区域外では建築確認は申請ではなく、届出になるので把握できないところです。なので建築してから届出が出てくる場合もあるところです。今後、建築担当課と連携を図っていきたいと考えているところです。以上でございます。

谷口議長 建築については、関係と連携を図って、なるべく建物が建つ前に転用申請などの指導をしていくという事でございます。他に質疑はありませんか。

上畠委員 議長。

谷口議長 上畠委員。

上畠委員 以前、〇〇の方が農地法の3条で農地を取得されましたが、この前、農業者年金の届出の関係で前を通ったところ、取得した農地の上に材木が

おいてあり、砂利も敷き詰めている状況でした。改善がされない場合は、農地法で法的手段もあるのか、また、農地以外で使用されているので4条及び5条申請させるものか、お聞きします。

局長補佐 議長。

谷口議長 局長補佐。

局長補佐 さきほど上島委員からご質問がありましたが、農地を農地以外で使用している場合は、農地として利用するよう指導します。しかし、先ほどご説明したとおり、原状復旧が難しい場合は、4条及び5条での転用申請となります。それでもそういう申請もしない場合は、県からの原状回復命令となります。先ほどのご質問のあった案件につきましては、事務局で指導していきます。以上です。

谷口議長 上島委員、よろしいでしょうか。

上島委員 はい。

谷口議長 他に質疑はありませんか。

杉元委員 議長。

谷口議長 杉元委員。

杉元委員 以前、4条及び5条で許可を取ったけど何もせず、荒地になっている農地があるのですが、確認されているのか、お聞きします。

局長補佐 議長。

谷口議長 局長補佐。

局長補佐 先ほどの杉元委員のご質問にお答えいたします。過去に転用許可が出ているのにも関わらず、事業が完了されていない又は事業が着工していない案件の事だと思えます。転用許可が出た際に事業者に対して、転用工事完了届と転用工事進捗状況報告書をお渡しして、工事が完了した場合は完了届を、工事がまだ完了していない場合は進捗状況報告書を提出するよう指導しているところです。転用許可が出たけど、工事が完了していない案件については、現地確認をして事業者に対して、進捗状況報告書を提出するよう指導していく所存でございます。以上でございます。

谷口議長 杉元委員、よろしいでしょうか。

杉元委員 はい。

谷口議長 他に質疑はありませんか。

竹下委員 議長。

谷口議長 竹下委員。

竹下委員 先ほどの質問に関連してきますが、転用許可については、いつまでに完了しないといけないとの規定がありましたか、確認いたします。

局長補佐 議長。

谷口議長 局長補佐。

局長補佐 特に規定されていませんが、許可が出てから2年以内に完了するようになっていてございます。以上でございます。

竹下委員 ありがとうございます。一点だけ質問してよろしいでしょうか。以前、第2小委員会で〇〇の〇〇の東側に位置する水田について、転用許可申請があったので現地調査をしましたが、2年以上経過しましたが、いまだに工事が着工されていないようですが、どうなっているのか、お聞きします。

局長補佐 議長。

谷口議長 局長補佐。

局長補佐 先ほどのご質問にお答えいたします。先ほどの案件につきましては、転用許可が出ましたが、進入路の所有者との方といろいろありまして、許可書が返戻されました。返戻されていますのでそこは農地のままという事になります。以上でございます。

谷口議長 他に質疑はありませんか。

(なしと言う者多数あり)

谷口議長 質疑なしの発言がありましたので、質疑を終結いたします。議案第18号から21号に対する第3小委員長の報告は許可相当であります。また、事務局の判断も許可相当であります。お諮りいたします。議案第18号から21号は、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

谷口議長 全員賛成と認めます。議案第18号及び19号は原案のとおり、許可相当として知事に意見書を送付いたします。また、議案第20号及び21号は、お諮りのとおり決定いたします

以上で本日の議案審議は終了いたしました。

終了時間 午前10時50分